

ウェルサポートの福祉講座が 教育訓練給付対象講座 になりました

教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、修了時点までに実際に支払った学費の20%（上限10万円）が支給される制度です。

ウェルサポートの対象講座

- 介護職員初任者研修 実務者研修
- 実務者研修教員講習会
- 福祉用具専門相談員指定講習会

支給対象者とは

- 初めて制度を利用される方……雇用保険の一般保険者であった期間が1年以上
- 制度の利用が2回目以降の方……雇用保険の一般保険者であった期間が3年以上で、以前利用してから3年以上

※転職した場合は、それぞれ退職から再就職までの期間が1年以内であれば、前職の一般保険者であった期間が通算されます。

※現在離職中でも、退職してから1年以内であれば利用可能です（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で適用対象期間の延長も可能）。

受給資格や詳細については
お近くのハローワークへお問い合わせください

↓ハローワーク教育訓練給付制度ページ↓

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html